

## 偽造・盗難キャッシュカード被害の補償について

### カード被害に遭われた場合

お客さまに「重大な過失」がなかった場合は、原則、補償いたします。

ただし、お客さまに「重大な過失」があった場合は偽造カード被害、盗難カード被害とも補償されません。

また、お客さまに「過失」があった場合、盗難カード被害は75%の補償となります。

### 【お客さまの重大な過失となりうる場合】（偽造、盗難カード被害ともに補償されません）

- ① 他人に暗証番号を知らせた場合
- ② 暗証番号をカード上に書き記していた場合
- ③ 自ら他人にカードを渡した場合
- ④ その他①から③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

### 【お客さまの過失となりうる場合】（偽造カード被害は全額補償・盗難カード被害は75%を補償）

- ① 次のアまたはイに該当する場合
  - ア. 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
  - イ. 暗証番号を容易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- ② ①のほか次のウ（a.b）のいずれかに該当し、かつ、エ（c.d）のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
  - ウ. 暗証番号の管理
    - a. 当金庫から生年月日等の推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
    - b. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
  - エ. キャッシュカードの管理
    - c. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
    - d. 酔酩等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- ③ その他①②の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

### 【盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点】

1. 被害の補償を請求するための要件
  - ① 盗難に気づいたら速やかに当金庫に通知していただいていること
  - ② 当金庫の調査に対し、十分な説明をいただいていること
  - ③ 警察署に被害届を提出していることや、盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること
2. 被害の補償対象期間  
被害を当金庫に通知した日の30日前の日以降に遭った被害です
3. 発生した被害額の全部について補償いたしかねるケース
  - ① お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって預金が引き出された場合
  - ② 被害状況についての当金庫に対するお客さまのご説明において、重要な事項に関し偽りがあった場合
  - ③ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合